

参考資料

計画策定の経過

年月日	名称	審議内容
令和5年9月4日	第1回関係課長会議	策定基本方針（案）について 策定スケジュールについて
令和5年9月26日	第1回地球環境問題対策連絡会議	策定基本方針（案）について 策定スケジュールについて
令和5年10月16日	第1回環境審議会	諮問 策定基本方針について
令和5年10月25日 ～令和5年11月8日	環境に関する市民アンケート調査	—
令和5年12月1日	第2回関係課長会議	骨子素案について
令和5年12月27日	第2回環境審議会	骨子素案について アンケート調査結果について
令和6年2月13日	第3回関係課長会議	素案について
令和6年3月5日	第2回地球環境問題対策連絡会議	素案について
令和6年3月22日	第3回環境審議会	素案について
令和6年4月10日～ 令和6年5月9日	意見公募	—
令和6年5月20日	第4回環境審議会	意見公募実施結果について 答申案について
令和6年5月21日	答申	—
令和6年6月21日	庁議	計画決定

水戸市環境審議会委員名簿

区分	役職等	氏名	備考
関係機関	常陸河川国道事務所計画課 課長	須 藤 勝	
		鈴 木 優	R6.5.20～
	茨城県環境政策課 課長	深 澤 敏 幸	
関係団体	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長	堀 井 武 重	
	水戸女性会議	豊 田 光 恵	
	水戸農業協同組合 代表理事組合長	飯 島 清 光	
		園 部 優	R6.5.20～
	水戸商工会議所	櫻 場 誠 二	副会長
	街を花と緑でいっぱいにする会 会長	清 野 崇	
		檜 原 英 千 世	R6.5.20～
学識経験者	茨城大学人文社会科学部 学野長	原 口 弥 生	会長
	筑波大学芸術系 教授	山 本 早 里	
	茨城県環境管理協会 理事長	森 島 康	
	茨城生物の会 顧問	小 菅 次 男	
	茨城県環境アドバイザー	安 昌 美	
	水戸市環境保全会議 代表	高 橋 正 道	
議員	水戸市議会議員	土 田 記 代 美	
	水戸市議会 副議長	高 倉 富 士 男	
市民	公募市民	澁 谷 史 子	
	公募市民	松 下 茂 夫	

環境諮問第1号

令和5年10月16日

水戸市環境審議会
会長 原口 弥生 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市環境基本計画（第3次）の策定について（諮問）

本市では、平成25年度に、水戸市環境基本計画（第2次）を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このような中、地球温暖化の深刻化や外来生物の増加など、本市の環境を取り巻く情勢は、日々大きく変化しており、一層の対応が求められております。

つきましては、SDGsの理念や国、県の計画を踏まえつつ、現計画を承継する水戸市環境基本計画（第3次）の策定について、貴審議会の御意見を賜りたく、水戸市環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、諮問いたします。

環境答申第1号
令和6年5月21日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市環境審議会
会長 原口 弥生

水戸市環境基本計画（第3次）について（答申）

令和5年10月16日付け環境諮問第1号で諮問のあったことについては、別添計画書により答申します。

水戸市環境基本条例の理念を踏まえた目指す将来像「豊かな水と緑を未来へつなぐ みんなでつくる持続可能なまち 水戸」の実現及び計画の円滑な推進に向けて、下記事項に十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 気候変動への緩和策及び適応策として、GX（グリーントランスフォーメーション）に伴う新しい脱炭素技術の導入を検討するなど、事業者や研究機関等と連携しながら幅広い視点を持って対策を進めること。
- 2 本市のシンボル空間である千波湖周辺環境のより一層の魅力向上を図るため、国や県、市民団体等と連携し、千波湖の水質浄化に努めるとともに、市内の水辺環境の保全を進めること。
- 3 環境保全活動は、市民、事業者と連携して進めることが不可欠であることから、より一層その支援に努めるほか、本計画について広く、わかりやすく周知を行うなど、理解を促進しながら、市民、事業者と一体となって取り組むこと。
- 4 気候変動、プラスチックごみ問題、生物多様性の損失などの環境問題は、相互に深く関連し、防災・減災、交通、都市計画などの分野にも影響を与えることから、全庁横断的に本計画の施策を推進すること。
- 5 計画の推進に当たっては、施策の進捗状況について点検・評価を行い、当審議会に報告しながら、実効性のある進行管理を図ること。

平成 12 年 3 月 29 日

水戸市条例第 1 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する指針(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 11 条—第 23 条)

第 4 章 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境を現在及び将来にわたって保全し、更に良好な環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び創造に関する理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、及び水と緑に恵まれた本市の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境の保護に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(環境基準の確保)

第7条 市、市民及び事業者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。
(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ水戸市環境審議会条例(平成4年水戸市条例第35号)に規定する水戸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第11条 市は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第12条 市は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第13条 市は、地域開発計画、都市計画、産業振興計画等の策定に当たっては、土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。)により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第15条 市は、化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第16条 市は、必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第17条 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の確保)

第18条 市は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、道路交通環境の整備その他市民の交通安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、空き缶等の散乱を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、空き地が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、建築物による日照障害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第19条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進等)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第 24 条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和 49 年水戸市条例第 7 号)は、廃止する。

(水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例の一部改正)

3 水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例(昭和 50 年水戸市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

アンケート調査結果（抜粋）

環境に関する市民アンケート調査

(1) 調査概要

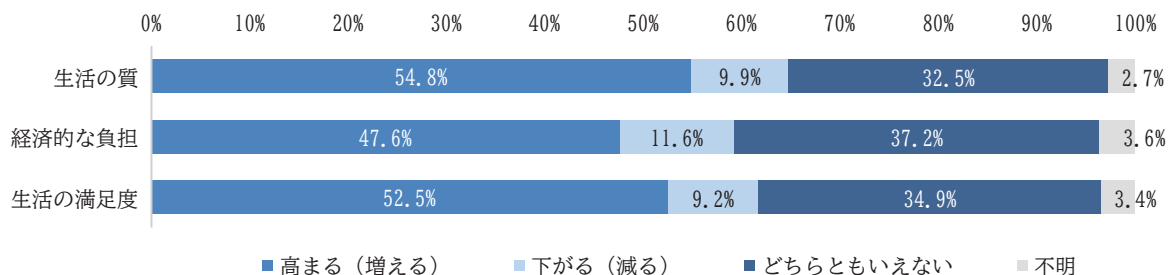
調査期間	令和5年10月25日～令和5年11月8日（15日間）
調査内容	○ 環境に配慮した生活が、生活全般に与える影響についての意識 ○ 本市の環境全般についての分野別満足度 ○ 住居の省エネ・創エネを実施している割合と阻害要因 ○ 市民の環境配慮行動の実施割合と阻害要因 ○ 本市の特定外来生物についての認知度 ○ 環境保全の活動や学習会等への参加割合と参加意向 ○ 市民が事業者を求める取組 ○ 市民がまちなかの暑さ対策として求めているもの
調査方法 回答数	○ 満18歳以上の市民2,000人に調査票を送付 回答数693件（34.7%） ○ 希望者が市ホームページに掲載した調査票に記入 回答数711件 ○ 合計回答数1,404件

(2) 調査結果（抜粋）

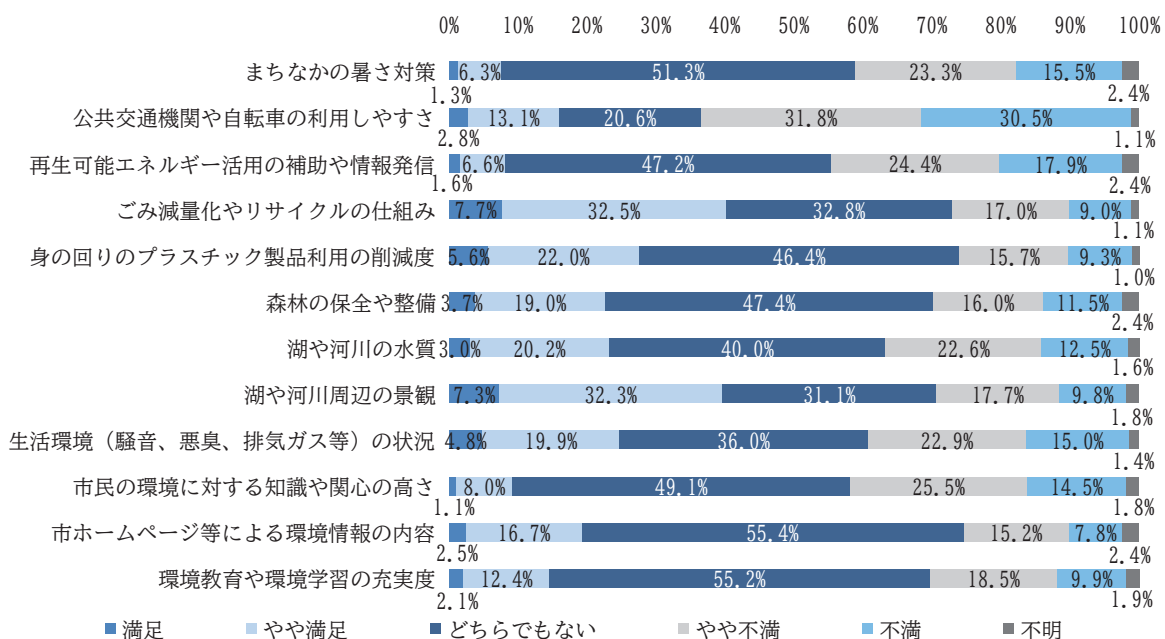
※1 四捨五入して計算しているため、数値が100.0%にならない場合があります。

※2 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100.0%を超えます。

問1. あなたは、環境に配慮した生活をする中で、「生活の質・経済的な負担・生活の満足度」について、どのように考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。n=1,404



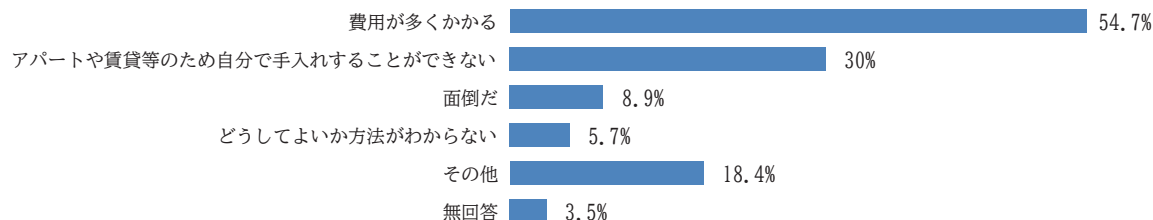
問2. 水戸市の環境についての満足度を教えてください。n=1,404



問5. あなたの住居への太陽光発電・蓄電池の設置状況について教えてください。n=1,404

既に設置済み	19.8%
取り付ける予定はない	77.1%
無回答	3.1%

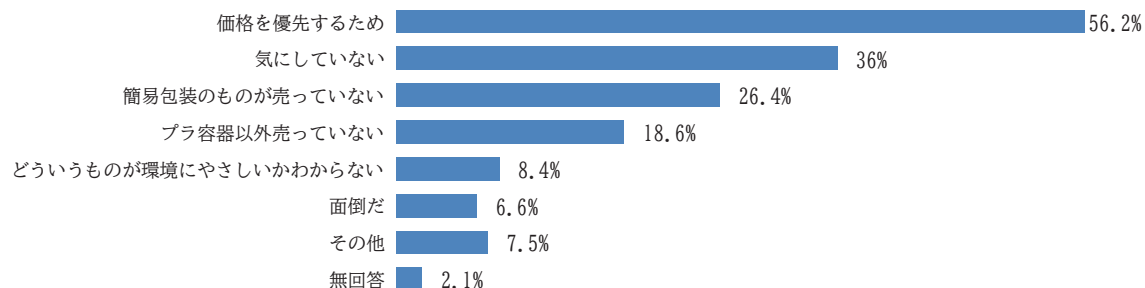
問6. 問5で「取り付ける予定はない」と回答した方にお聞きます。その理由は何ですか（複数回）。n=1,082



問7. 普段の買い物で簡易包装やプラごみ（プラスチックごみ）が出にくい商品など、環境にやさしい商品の購入をしていますか。 n=1,404

意識して購入している	15.5%
あれば購入している	59.4%
購入していない	23.7%
無回答	1.4%

問8. 問7で「購入していない」と回答した方にお聞きます。その理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください（複数回答）。n=333



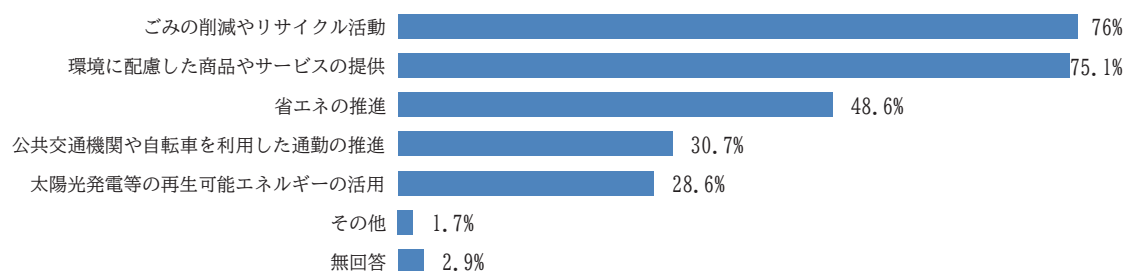
問10. 参加している、または今後参加したい環境教育や環境学習、地域のボランティアについて、あてはまるものに○をつけてください。n=1,404

項目	常に参加している	時々参加している	今後参加したい	参加するつもりはない	不明
環境問題などに関する講演会・講習会	0.4%	5.1%	34.1%	52.1%	8.3%
自然観察会	0.2%	5.1%	39.5%	46.7%	8.5%
自然林や野生生物等の自然保護活動	0.3%	1.8%	39.6%	49.7%	8.6%
花壇づくりや植樹等の緑化活動	1.7%	8.4%	37.9%	44.2%	7.8%
地域の清掃活動	11.3%	18.5%	32.8%	32.2%	5.1%
森林保全に関する活動	0.4%	2.3%	34.6%	53.2%	9.5%
河川清掃や河川保全活動	1.8%	4.9%	32.9%	51.6%	8.8%
環境基金等の環境保全のための寄付	1.5%	9.6%	36.0%	44.7%	8.2%

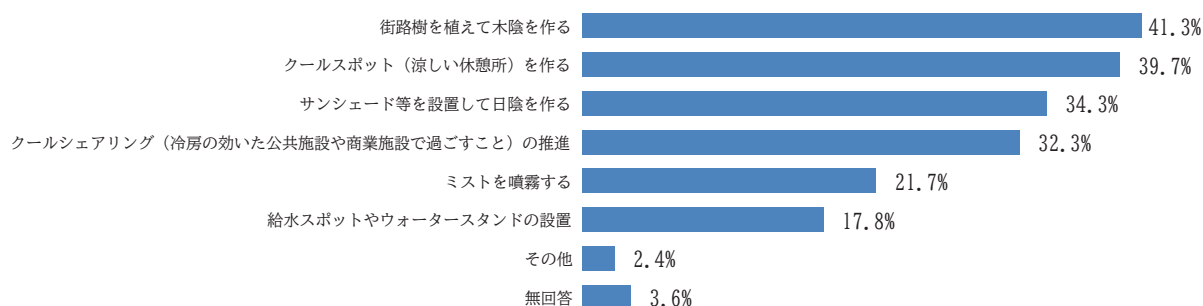
問11. あなたは環境に配慮している企業の製品やサービス等を購入したいですか。n=1,404

はい	77.8%
いいえ	19.5%
無回答	2.6%

問 12. 問 11 で「はい」と回答した方にお聞きします。具体的に企業や事業所に求めたいことは何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください(複数回答)。n=1,093



問 13. まちなかの暑さ対策として、あなたが求めているものは何ですか。あてはまるもの2つに○をつけてください(複数回答)。n=1,404



地球温暖化対策に関するアンケート調査

(1) 調査概要

調査期間	令和2年8月3日～令和2年8月21日(19日間)
調査内容	○ 地球温暖化に対する意識について【共通】 ○ 市の地球温暖化対策について【共通】 ○ 家庭での地球温暖化対策について【市民】 ○ 事業所での地球温暖化対策について【事業者】 ○ 気候変動への「適応策」について【共通】
調査方法 回答数	○ 満18歳以上の市民2,000人に調査票を送付 回答数1,156件(57.8%) ○ 500事業所に調査票を送付 回答数232件(46.4%)

(2) 調査結果(抜粋)

※1 四捨五入して計算しているため、数値が100.0%にならない場合があります。

※2 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100.0%を超えます。

【共通】

問2(1). あなた(貴事業所)は、地球温暖化に関心をお持ちですか。

<市民>n=1,156

とても関心がある	45.0%
少し関心がある	46.3%
あまり関心がない	6.1%
全く関心がない	1.6%
無回答	1.0%

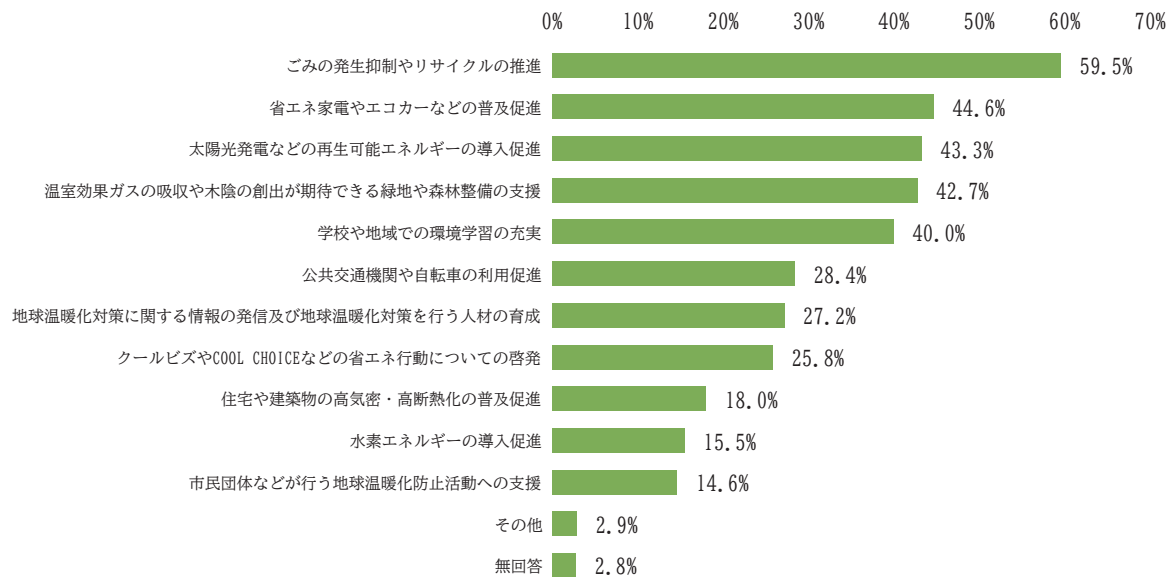
<事業者>n=232

とても関心がある	38.4%
少し関心がある	50.9%
あまり関心がない	8.6%
全く関心がない	1.3%
無回答	0.9%

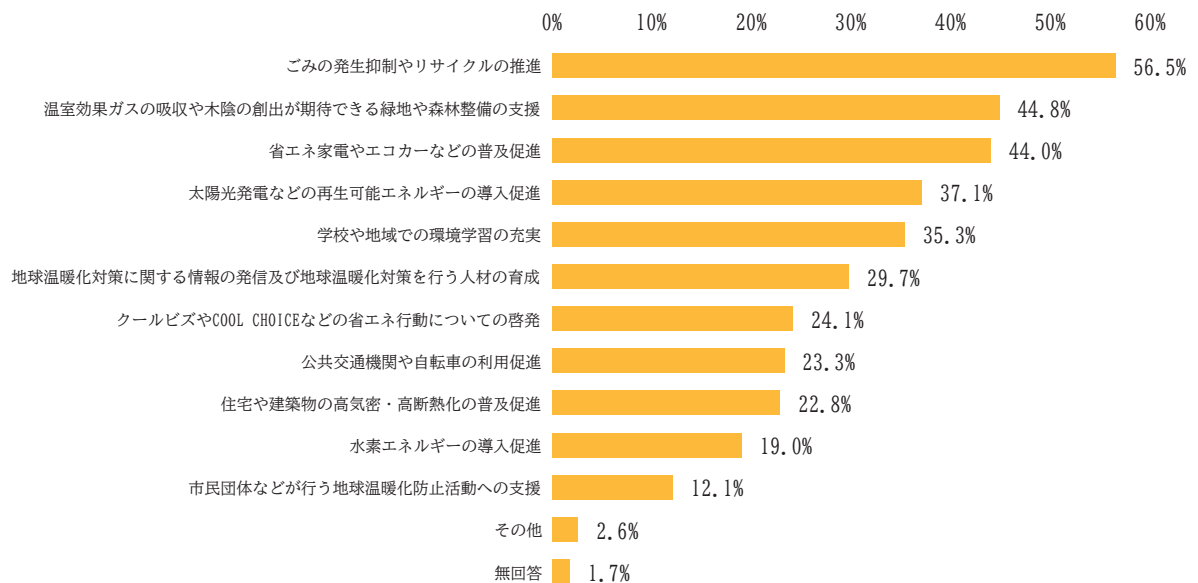
【共通】

問3(3). 本市は、どのような地球温暖化対策に優先的に取り組むべきだと思いますか（複数回答）。

<市民> n=1,156



<事業者> n=232



【市民】

問4(1). あなたは、生活の中で、地球温暖化に配慮し、どのような取組を行っていますか。それぞれの項目で当てはまる番号に○をつけてください。n=1, 156

項目	すでに取り組んでいる	今後取り組みたい	取り組む予定はない	無回答
エコバッグの使用によるレジ袋削減	92.6%	3.8%	1.6%	2.1%
こまめな消灯などの節電	83.1%	12.6%	1.5%	2.8%
家庭で出るごみの減量化やリサイクル	76.2%	18.2%	2.4%	3.2%
省エネ家電（LED など）への買い替え	60.8%	30.2%	5.0%	4.0%
冷暖房の適切な温度設定（夏 28℃、冬 20℃）	60.5%	26.8%	8.8%	3.9%
地元産の食品の購入などの地産地消	59.9%	29.6%	5.7%	4.8%
エコドライブの実践	43.9%	33.7%	14.8%	7.5%
宅配サービスの再配達への削減	42.1%	39.4%	11.9%	6.6%
みどりのカーテンの利用や周囲の花木の整備	30.1%	40.1%	23.8%	6.0%
ハイブリッドカーなどエコカーへの乗り換え	28.1%	34.3%	31.1%	6.4%
高気密・高断熱住宅の導入	22.1%	19.9%	50.3%	7.8%
高効率給湯器の導入	21.9%	27.3%	43.1%	7.7%
外出の際の公共交通機関の積極的な利用	17.8%	39.4%	36.9%	5.9%
外出の際の自転車の積極的な利用	17.8%	33.3%	42.6%	6.2%
太陽光発電システムの導入	10.6%	20.7%	61.9%	6.8%
環境イベントへ参加し、地球温暖化を学習	4.9%	49.9%	38.8%	6.4%

【事業所】

問4(2). 貴事業所では、地球温暖化に配慮し、どのような取り組みを行っていますか。それぞれの項目で当てはまる番号に○をつけてください。n=232

項目	すでに取り組んでいる	今後取り組みたい	取り組む予定はない	無回答
照明区分の細分化及び不要な区分の消灯	75.4%	11.2%	3.9%	9.5%
高効率照明（LED 照明など）の導入	64.7%	25.4%	1.3%	8.6%
ごみの減量、リサイクルの促進	58.2%	30.2%	2.6%	9.1%
冷暖房の適切な温度設定（夏 28℃、冬 20℃）	51.3%	31.9%	6.9%	9.9%
ハイブリッドカーなどのエコカーの導入	37.5%	33.2%	18.1%	11.2%
建物の省エネ改修（高気密・高断熱化など）	18.5%	22.0%	42.7%	16.8%
高効率空調設備の導入	17.2%	35.3%	32.3%	15.1%
太陽光発電システムの導入	14.2%	16.4%	55.2%	14.2%
グリーン購入法を考慮した物品の購入	11.6%	50.0%	22.4%	15.9%
従業員への環境教育の実施	9.5%	42.7%	31.5%	16.4%
従業員のマイカー通勤の縮小	9.5%	22.4%	51.3%	16.8%
使用するエネルギーの把握、見える化	8.6%	40.1%	34.9%	16.4%
環境セミナーなどへの参加	4.7%	37.1%	41.8%	16.4%
環境マネジメントシステム（ISO など）の導入	4.3%	19.8%	59.5%	16.4%
環境分野の専門部署の設置	1.3%	11.2%	70.3%	17.2%
地中熱発電システムの導入	0.9%	6.9%	73.7%	18.5%
バイオマス発電システムの導入	0.4%	9.5%	73.3%	16.8%

【共通】

問4(6)(7). あなたが自家用車（貴事業所が社用車）を購入する場合、エコカーを選択しますか。

<市民>n=1,156

はい	59.9%
いいえ	22.4%
自動車は購入しない	14.5%
無回答	3.1%

<事業者>n=232

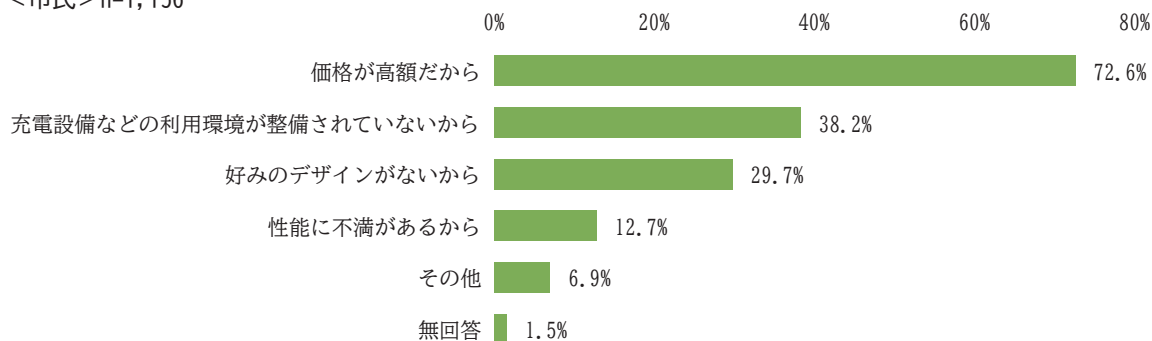
はい	67.7%
いいえ	22.4%
自動車は購入しない	9.1
無回答	0.9%

【共通】

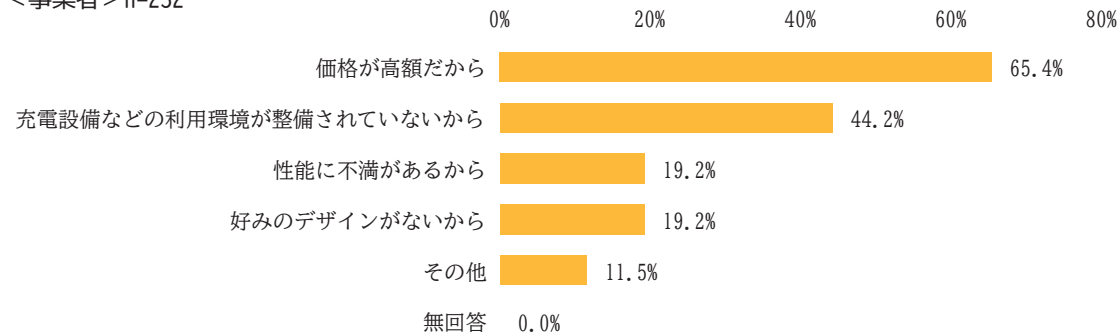
問4(6)(7)で「いいえ」と答えた方（事業所）

問4(8)(9). エコカーを選択しない理由は次のうちどれですか（複数回答）。

<市民>n=1,156



<事業者>n=232



【共通】

問5(1). あなた（貴事業所）は、気候変動への「適応策」というものを知っていますか。

<市民>n=1,156

考え方や意味も含めて知っている	31.7%
言葉を聞いたことはあるが、意味は知らない	34.4%
知らない	30.8%
無回答	3.0%

<事業者>n=232

考え方や意味も含めて知っている	35.8%
言葉を聞いたことはあるが、意味は知らない	35.8%
知らない	27.2%
無回答	1.3%

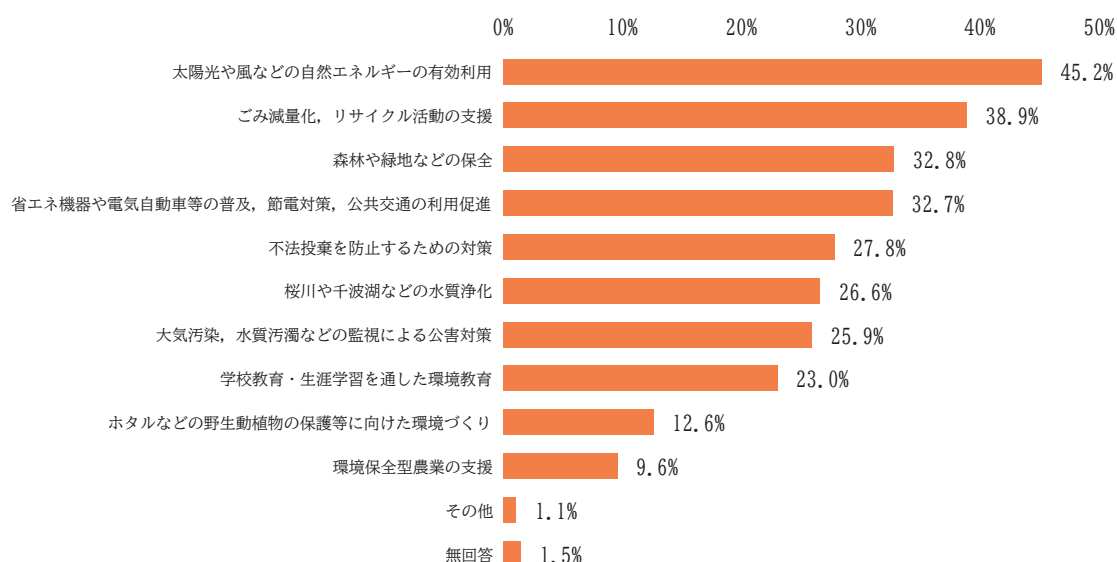
－あなたと描く水戸の未来－市民1万人アンケート

(1) 調査概要

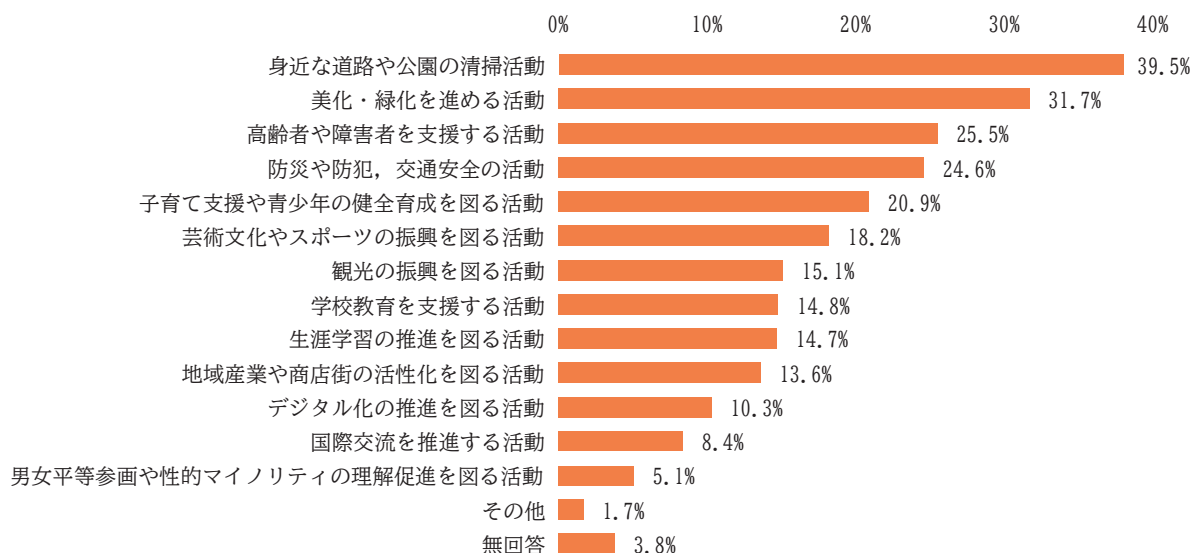
調査期間	令和4年5月12日～令和4年5月31日（20日間）
調査内容	水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－の策定や今後の政策立案に向けて、市民の皆様の市政に対する評価・意見等を把握し、行政運営に反映するためアンケート調査を実施しました。本計画に関連する項目としては、「環境問題」、「水戸市の魅力ある資産」等があります。
調査方法 回答数	○ 満15歳以上の市民10,002人に調査票を送付 有効回収数4,978件(49.8%)

(2) 調査結果（抜粋）

問11. 水戸市では、地球温暖化対策や自然環境の保全などに取り組んでいます。あなたは、環境問題について、市はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。（○は3つまで） n=4,978



問13. あなたがまちづくりや地域の活動に参加するとしたら、どのような活動に参加したいと思いますか。（○は3つまで） n=4,978



問 15. あなたは、水戸のまちの中で、市民として大切に思うもの、10 年後、20 年後の次の世代に残していきたいものはありますか。(〇は3つまで) n=4,978

